

○金融庁告示第一号  
厚生労働省

労働金庫法施行規則及び労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和元年内

閣府令第九号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に  
厚生労働省

基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法  
第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実  
の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件（平成二十六  
年金融庁告示第八号）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。  
厚生労働省

令和元年十一月二十一日

金融庁長官 遠藤 俊英

厚生労働大臣 加藤 勝信